

# 指定居宅介護支援事業重要事項説明書

## (居宅サービス計画作成依頼重要事項説明書)

### 1 当方が提供するサービスについての相談窓口

担当部署 居宅介護支援センターにしき苑

電話番号 042 (327) 2225

直 通 042 (207) 6833

F A X 042 (328) 3908

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

### 2 居宅介護支援センターにしき苑の概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びおもなサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 普門会 居宅介護支援センターにしき苑
所 在 地	〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都 1373100062 号）
主としてサービスを提供する地域※	国分寺市内全域

※上記地域以外に居住される方でも、ご希望の場合はご相談ください。

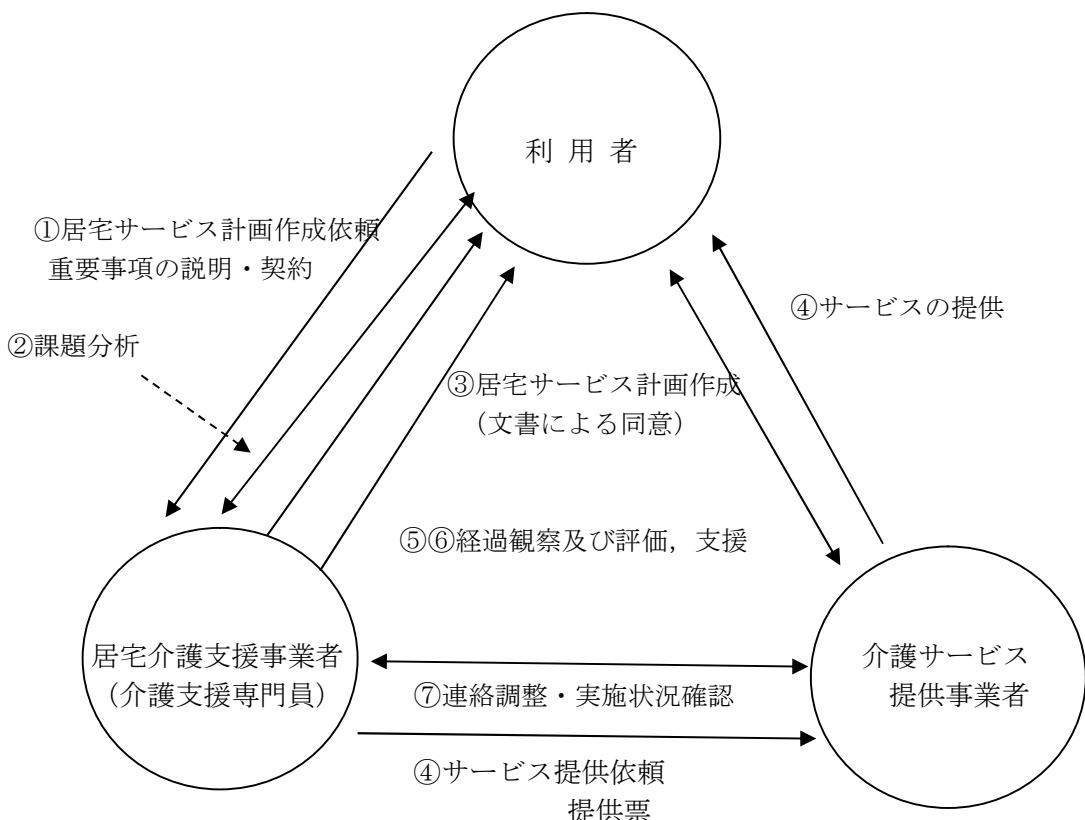
#### (2) 職員体制

職	職務内容	人員数
管理者兼務介護支援専門員	事業所管理及び居宅サービス計画の統括	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います	1名以上

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※土曜日は第2・第4のみ営業とさせていただきます。 ※なお、日曜日及び祝祭日と毎年12月29日～翌年1月3日までは休業日とさせていただきます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
連絡先	Tel 042-327-2225 ・ 直通 042-207-6833

### 3 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れとおもな内容



- ① 居宅介護支援についての契約書を交わします。
- ② 居宅介護支援専門員は、居宅サービス計画作成のための準備をします。  
利用者の状態と利用者を取り巻く状況を把握するために訪問して事前評価をし、どの様な介護サービスの必要があるかを検討します。  
居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス計画事業所については複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。サービスを提供する担当者がそれぞれの専門的な立場からの意見を述べ合い、サービス提供方針を検討する会議（サービス担当者会議）を開催します。やむを得ずテレビ電話装置等を用いて担当者会議を開催する場合は、あらかじめ利用者及び家族からの同意を得ます。
- ③ 居宅サービス計画を作成し、利用者もしくは代理人にその内容の承諾を得ます。
- ④ 居宅サービス計画に基づき、サービスが提供されます。
- ⑤ その後、介護支援専門員は月に1回利用者宅に訪問し、状況を把握・記録し、サービス提供事業者と連絡調整等を行います。前6ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の割合と、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービス（前述同）ごとの同一事業所によって提供されたものの割合について口頭・文章（別紙）で丁寧に説明し、同意を得ます。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いを行います。
- ⑥ 利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も、基本報酬の算定を可能とします。
- ⑦ サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づき毎月給付管理を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

## 4 利用料金

### (1) 利用料（契約書別紙）

要介護認定を受けられた方は、介護保険法により全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、介護保険料滞納などの理由により法定代理受領ができなくなった場合は、利用者に当該費用をお支払いいただき、にしき苑からサービス提供証明書（様式第1号）を発行いたします。このサービス提供証明書を後日区市町村の介護保険課窓口に提出しますと、該当する支払額につき全額の払戻しを受けられます。

### (2) 交通費（無料）

介護支援専門員がおたずねするために使用する交通費についての、利用者負担はかかりません。

### (3) 解約料（無料）

利用者は、いつでも契約を解約することができ、解約にかかる一切の料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話によりお申込み下さい。当苑のケアマネジャーがお伺いいたします。

本契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

利用者の御都合によりサービスを終了する場合 文書によりお申出くださいとも解約できます。

### (3) 以下に定める場合は、利用者又はにしき苑からの通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設に入所等した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当及び要支援と認定された場合

ウ 利用者が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失した場合

### (4) 利用者又は利用者の家族などが当苑又は当センターの介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったときは、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合があります。

## 6 当方の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

一人ひとり異なる状態にある利用者に対し、必要とするサービスを効果的・効率的に提供するため、介護支援専門員によるサービスの調整・選択を行い、インフォームド・コンセント（説明と同意）の上、適切な居宅サービス計画を提供し、利用者や家族のQOL（生活の質）の向上を図る。また、サービス事業所の選定又は推薦に当たり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏えつつ、公正中立に行なう。

したがって、質の高いケアマネジメントの実践、サービス資源を開発する能力、個人情報を取り扱う良識などを高めるため、各種研修への参加や職場研修を実施する。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

要介護者の生活している全体像（身体機能的側面、心理的側面、社会的側面）をアセスメントにより把握し、それを基に居宅サービス計画を作成するため、以下の9領域アセスメントを実施する。

- ① 要介護者の相談内容を含めたフェースシート
- ② 家族状況とインフォーマルな支援の状況
- ③ サービス利用状況
- ④ 住居等の状況
- ⑤ 本人の健康状態・受診等の状況
- ⑥ 本人の基本動作等の状況
- ⑦ 援助内容の詳細
- ⑧ 全体のまとめ・特記事項
- ⑨ 1日のスケジュール

## 7 サービス内容に関する苦情

### (1) 利用者相談・苦情担当

当方の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を受けたまわります。

\* 担当部署 居宅介護支援センターにしき苑 電話番号 042 (327) 2225  
直通 042 (207) 6833

\* 担当者 石井 亜希子

### (2) その他

当方以外に国分寺市の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

\*国分寺市役所福祉保健部高齢福祉課 電話番号 042 (325) 0111

\*東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 電話番号 03 - 6238 - 0177

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

## 8 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の所在する市区町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9 虐待の防止について

にしき苑は利用者等の人権の擁護・虐待の防止・早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応、再発の確実な防止等の観点から必要な措置を講じます。また、必要な措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (1) 虐待の発生・再発を防止するための対策を検討する委員会を開催すると共に、職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

## 10 感染症・災害への対応

- (1) にしき苑は感染症の予防及びまん延防止の対策を強化する観点から、①概ね 6 ヶ月に 1 回以上感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会の開催、②感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、③感染症の予防及びまん延防止のための研修の開催、④定期的な感染症発生を想定した訓練の実施等に取り組みます。
- (2) にしき苑は感染症や災害が発生した場合であっても利用者に継続して居宅介護支援サービスが提供できる体制を構築する観点から、①感染症、災害に係わる業務継続計画の策定、②業務継続計画の職員への周知、必要な研修及び訓練の実施に取り組みます。

### ○当苑の概要、その他

名 称 社会福祉法人 普門会 にしき苑

代表者 理事長 鈴木 亮一

所在地 〒185-0014

東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

電話番号 042 (327) 2225

### ・定款の目的に定める事業

1. 特別養護老人ホームの経営
2. 老人デイサービスセンターの経営
3. 老人短期入所事業の経営
4. 老人居宅介護等事業の経営
5. 障害福祉サービス事業の経営
6. 移動支援事業の経営

## 重要事項説明書別紙

### 居宅介護支援利用料金（令和6年4月1日）

#### ◎基本

- \* 【居宅介護支援費】3級地：11.05円
  - ・ 居宅介護支援費（I）〈取扱件数が45件未満〉  
要介護1・2=12,000円／月 要介護3・4・5=15,591円／月
  - ・ 居宅介護支援費（II）〈取扱件数が45件以上60件未満〉  
要介護1・2=6,011円／月 要介護3・4・5=7,779円／月
  - ・ 居宅介護支援費（III）〈取扱件数が60件以上〉  
要介護1・2=3,602円／月 要介護3・4・5=4,663円／月

#### ◎各種加算及び要件

- \* 初回加算 300単位：3,315円／月  
新規に居宅サービスを作成の場合、要介護区分が2段階以上の変更の場合
- \* 入院時情報連携加算（I）250単位：2,762円／月
- \* 入院時情報連携加算（II）200単位：2,210円／月
  - (I) 入院当日 (II) 入院後3日以内に必要な情報を医療機関に提供した場合
- \* 退院退所加算（I）イ 4,972円/1回カンファレンス参加 無  
(I) ロ 6,630円/1回 " 有  
(II) イ 6,630円/2回カンファレンス参加 無  
(II) ロ 8,287円/2回 " 有  
(III) 9,945円/3回カンファレンス参加 有
- 入院・入所期間を経た後の退院・退所にあたって、入院・入所施設の職員が必要な情報の提供を得るための連携を行い、居宅サービス計画を作成した場合
- \* 通院時情報連携加算 552円／月1回
  - 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者的心身の状況や生活環境等、必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
- \* 緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 200単位：2210円／月 2回限度  
利用者の状態の急変等に伴い、医療機関の求めにより、医療機関の職員と共に利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

#### ◎ 減算

- \* 特定事業所集中減算（200単位）
- \* 運営基準減算（基本単位の5割）
- \* 業務継続計画未策定減算（所定単位数×1/100）
- \* 高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数×1/100）

※上記介護報酬額は、法で定められた介護報酬単位に地域単位（11.05円）を乗じて算出していますので、端数により合計金額に差異が生じる場合があることをご了承ください。

虐待防止に関する担当	石井 亜希子
------------	--------

感染症防止に関する担当者	大橋 裕美
--------------	-------

\*身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

\*第三者評価の実施状況：未実施

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

指定居宅介護支援事業者 指定居宅介護支援事業者番号 1373100062  
<所在地>

〒185-0014  
東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目22番地38  
<名称> 居宅介護支援センター にしき苑  
<説明者> 所属 居宅介護支援センター にしき苑

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、居宅介護支援センター にしき苑から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

<住 所> 〒 -

\_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

<住 所> 〒 -

\_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印